

広島県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
広島市南区大州四丁目四〇七番一地从先から 安芸郡府中町茂陰二丁目五〇〇二番一地从先ま で					
	二四・〇〇 三七・三〇	一三・四〇 二〇・八〇		二四一・〇〇	拡幅
				二二六・〇〇	